

ユーアイビラ訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団永進会（以下「法人」という）が設置するユーアイビラ訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、訪問看護事業（以下、「事業」という）の適正な運営及び利用者等に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
- ステーションは、事業の運営にあたって、福生市医師会等を活用し、市及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下、「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行なう。

- ステーションは、訪問看護師を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士（以下、「看護師等」という）によってのみ訪問看護を行なうものとし、第三者への委託によって行なってはならない。

（事業所の名称等）

第4条 訪問看護を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 名称：ユーアイビラ訪問看護ステーション
- 所在地：東京都福生市南田園一丁目10番3号

（事業の実施地域）

第5条 訪問看護事業の実施地域は次の通りとする。

福生市 羽村市 青梅市 昭島市 あきる野市

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第6条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者：看護師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行なわれるように統括する。
- 訪問看護師：看護師等常勤換算で2.5人以上配置する。
訪問看護計画書及び報告書を作成し（ただし准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

（営業日及び営業時間）

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとし、祝日も営業とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は通常月曜日から土曜日までの、午前8時30分から午後5時30分までとし、祝日も同様とする。
ただし、24時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算等の契約を交わした利用者に対しては、状況に応じ、夜間・休日を問わず対応するものとする。

(利用時間及び利用回数)

第8条 訪問看護の実施時間及び利用回数は次の通りとする。

- (1) 介護保険ではケアプランにそった時間・回数とする。
ただし、緊急時訪問看護加算の契約を交わした利用者においてはこの限りではない。
- (2) 医療保険では1日1回の訪問につき、30分から90分程度を標準とする。
ただし、厚生労働大臣が定めた特定疾患及び主治医からの特別指示書がある場合においてはこの限りではない。

(訪問看護の内容)

第9条 ステーションの訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の手助け
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (7) 人工呼吸器やカテーテル等の管理
- (8) CAPD指導・管理
- (9) その他、主治医の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急自体が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置を行なった場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第11条 ステーションはサービス利用料として、介護保険ならびに医療保険及び自費サービスとして定められた額の料金を、利用者から受けるものとする。(別表参照)

- 2 ステーションは、サービス利用料の支払を受けた時には、利用料について記載した領収書を毎月交付する。
- 3 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、サービス利用料の内容及び金額に関して説明を行ない、その理解を得なければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員及び職員であった者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。
- 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管しなければならない。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団永進会が定めるものとする。

附 則

この附則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 2

平成15年3月20日から一部改正施行する。

附 則 3

平成18年4月1日から一部改正施行する。

附 則 4

平成20年4月1日から一部改正施行する。

附 則 5

平成24年5月1日から一部改正施行する。(料金表の改定)

附 則 6

平成26年4月1日から一部改正施行する。(料金表の改定)

附 則 7

平成27年4月1日から一部改正施行する。(料金表の改定)

附 則 8

平成27年12月1日から一部改正施行する。(契約書類一式)

附 則 9

令和6年3月1日から一部改正施行する。(虐待の防止のための措置に関する事項)

訪問看護利用料金表

2024年6月1日改定

【介護保険】

- 利用者様から頂く利用者負担金は、介護保険法に基づく金額です。
- サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には全額自己負担となります。
その場合は、居宅サービス計画書を作成する際に居宅介護支援専門員からの説明の上、同意を得る事になります。
- 加算の算定については、その加算要件の発生により請求が生じる場合がありますので、ご了承願います。（詳細は、加算要件※をご覧ください）また、同意・契約内容に変更があった場合は、書面にて変更の手続きを行います。
- その他
 - 自己負担金は、口座振替にて毎月お支払い頂きます。その他の支払方法については要相談。
 - 自己負担金は「法定代理受理（現物支給）」の場合について記載しています。
居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦利用者様が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求する事になります。

[訪問看護・予防訪問看護サービス料金表]

※ご利用料は、負担割合により金額が異なります。

(円)

項目	利用時間・内容	単位		利用料		
		介護	予防	1割負担	1割負担	
基本訪問看護費 (2024年6月改正)	看護師	20分未満	314	303	336	325
		30分未満	471	451	504	483
		30分以上1時間未満	823	794	881	850
		1時間以上1時間30分未満	1,128	1,090	1,207	1,167
	理学療法士	20分	294	284	315	304
		40分	588	568	630	608
60分		795	426	851	456	
長時間訪問看護加算	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	300		321	321	
複数名訪問看護加算	30分未満	254		272	272	
	30分以上	402		431	431	
緊急時訪問看護加算 ※1	緊急時の契約をされた場合	574		615	615	
特別管理加算 ※2	(I) 留置カテーテル等	500		535	535	
	(II) 在宅酸素・人工肛門等	250		268	268	
時間外加算	早朝加算(6時～8時)	所定単位の25%を加算		—	—	
	夜間加算(18時～22時)	所定単位の25%を加算		—	—	
	深夜加算(22時～6時)	所定単位の50%を加算		—	—	
退院時共同指導加算 ※3	入院時・入所時の連携指導	600		642	642	
初回加算 ※4	初回の訪問看護(退院、退所日・I)	350		375	375	
	初回の訪問看護(退院日以外・II)	300		321	321	
サービス提供体制強化加算	勤続3年以上の看護師提供体制	3		4	4	
ターミナルケア加算 ※5	看取り期ガイドラインに沿った連携訪問	2,500		2,675		
口腔連携強化加算 ※6	口腔の健康状態の評価を実施した場合	50		54		

訪問看護利用料金表

2024年10月1日改定

【医療保険】

- (1) 利用者様から頂く利用者負担金は、健康保険法に基づいた金額です。
- (2) サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には全額自己負担となります。
- (3) 加算の算定については、その加算要件の発生により請求が生じる場合がありますので、ご了承願います。また、書面により同意・契約内容に変更があった場合には、書面を以て変更の手続きを行います。
- (4) 自己負担金は、口座振替にて毎月お支払い頂きます。その他の支払方法については要相談。

[訪問看護サービス料金表]

※1回の訪問時間は、30分から1時間30分となります。
ご利用料は、保険種別により1割から3割負担となります。

(円)

項目	利用日数・利用回数	1回の利用料	1割負担
基本療養費	週3日まで	5,550	560
	週4日目以降 <small>(理学療法士は週3日迄と同じ)</small>	6,550	660
	試験外泊(入院中1回または2回まで)	8,500	850
管理療養費	月の初回の訪問日	7,670	770
	2日目以降の訪問1日につき	2,500	250
医療DX情報活用加算	毎月1回のみ加算	50	10
ベースアップ評価料(I)	毎月1回のみ加算	780	80
24時間対応体制加算※1	毎月1回のみ加算(24時間契約者のみ)	6,520	650
特別管理加算 ※2	(I)月1回を限度[重症度等の高いもの]	5,000	500
	(II)月1回を限度	2,500	250
難病等複数回訪問加算※3	1日2回訪問の場合	4,500	450
	1日3回以上訪問の場合	8,000	800
緊急訪問看護加算※4	緊急訪問1日につき(医師の指示に基づき)	2,650	270
	月15日目以降	2,000	200
複数名訪問看護加算※5	週1日を限度(他の看護師等と同行)	4,500	450
	週3日を限度(看護補助者と同行)	3,000	300
長時間訪問看護加算※6	週1日を限度	5,200	520
退院時共同指導加算※8	退院・退所につき1回または2回まで	8,000	800
特別管理指導加算	月1回を限度	2,000	200
退院支援指導加算	退院当日の訪問看護	6,000	600
	退院当日の訪問看護(長時間指導)	8,400	840
情報提供療養費1※7	医用機関・市町村等への情報提供	1,500	150
早朝加算	6時～8時	2,100	210
夜間加算	18時～22時	2,100	210
深夜加算	22時～6時	4,200	420
ターミナルケア療養費	1・ターミナルケア契約者 ※9	25,000	2,500
	2・看取り介護加算等算定者 ※10	10,000	1,000

【自費負担料金】

H27.12 改定

下記に該当する場合、自費負担料金として下記の料金をお支払い頂きます。

- ① 死後の処置料（医療保険・介護保険のご利用者様）・・・20,000 円
（他、処置に必要な衛生材料費は実費）

*但し、休日・営業時間外は上記に 5,000 円が加算されます。

- ② 医療保険及び運営規定地域外のご利用者様の交通費（利用者様宅からステーションまでの距離）

i 福生市内・・・・・・・・・・・・・・・・・・1回の訪問につき 150 円

ii 福生市外で片道 5 km 未満・・・・・・・・・・1回の訪問につき 300 円

iii 福生市外で片道 5 km 以上・・・・・・・・・・1回の訪問につき 500 円

- ② 医療保険のご利用者様の保険外費用

延長料金	90分を超える看護 (長時間加算利用の場合、 120分以上)	15分につき	1,500円
休日加算	日曜日・年末年始	30分につき	3,000円

- ③ 医療保険・介護保険適用外での訪問看護費

基本料金		60分未満	13,000円
		60分～90分未満	15,000円
加算	90分以上	15分につき	1,500円
	日曜日・年末年始	30分につき	3,000円
	営業時間外	17:30～8:30 (深夜を除く)	2,100円
	深夜	22時～6時	4,200円

- ④ ③④において2名の看護師の訪問の場合、上記料金の60%割増となります。

- ⑤ キャンセル料（医療保険・介護保険のご利用者様）・・・2,000円

・サービス利用キャンセルのご連絡が訪問当日の朝9時までには無い場合

ただし、急変等、緊急やむを得ない事情が発生した場合に於いては頂きません。